

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その当たる翌日)

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則

(鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部改正)

第一条 鳥取県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年二月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則(農地経済課)  
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

## 目次

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則(農地経済課)  
鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則(〃)

## 規則

鳥取県知事 西尾邑 次

昭和六十二年五月一日

鳥取県規則第三十二号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
鳥取県農業近代化資金利子補給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に、「年一・五パーセント」を「年二パーセント」に改める。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

別表第一号から第四号までの規定中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改め、同表第五号中「年一・五パーセント」を「年一・五五パーセント」に改め、同表第六号及び第七号中「年一・四パーセント」を「年一・九パーセント」に改める。

昭和六十二年五月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十三号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三項中「〔年一・五パーセント〕と、」を「〔年一・九パーセント〕と、」に、「〔年一・四パーセント〕を「〔年一・九パーセント〕と、」に改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則及び

第二条の規定による改正後の鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十一号）の規定は、昭和六十二年四月十五日から適用する。

3 昭和六十二年四月十五日前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。  
別表第二第一号中「年一・五パーセント」を「年一・四パーセント」に改め、同表第二号中「年一・一パーセント」を「年一・一五パーセント」に改める。

2 この規則による改正後の鳥取県農業近代化推進資金の規定は、昭和六十二年四月十五日から適用する。

3 昭和六十二年四月十五日前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。